

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例が改正されました

(一定規模以上の共同住宅等の建築に係る保育所等の設置に関する協議の義務づけ等)

区民が安心して子育てできる環境整備の拡充を図るため、保育所管と建築行政所管が連携を強化し、マンション建設の機会を捉えて保育所等の設置をより一層推進するため、住環境条例の一部改正を行いました。
併せて、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行いました。

改正内容（概要）

□適用対象となる指定建築物の規模等

住戸専用面積が40㎡以上の住戸の数が50以上又は、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の指定建築物（寮、寄宿舍等の用途に供するものを除く。）

□保育所等の設置に関する協議の義務づけ

上記の適用対象となる規模等の指定建築物の建築をしようとする建築主は、第7条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする日の前までに、児童福祉法第39条に規定する※1保育所その他子育てを支援するための施設で規則で定めるものの設置について、区長と協議を行わなければならない。

※1条例施行規則については、改正条例の施行日までに改正いたします。

□建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴う規定の整備

第7条第2項第5号中「第8条第1項」を「第17条第1項」に、「第9条第2項」を「第18条第2項」に改める。

□施行日

平成26年3月1日から施行する。ただし、第7条第2項第5号の改正規定は、交付の日から施行する。

(注) 改正条例の施行後は、保育所等の設置に関する協議が終了していないと条例第7条第1項又は第2項の規定に基づく「建築計画届出書」の受付ができなくなります。

お問い合わせ先 世田谷区 都市整備部 建築調整課 建築調整担当
電話 03-5432-2467 FAX 03-5432-3036